

問

学童保育所の利用者数増加による対応策は

答

運営委員会などの意見を聞きながら前向きに検討していく

問

学童保育所の社会的役割について

どう思っておられるのか。また、どのような位置づけでおられるのか

町長

学童保育所は、共働き家庭や母子・父子家庭の小学生（概ね低学年）の子供たちの毎日の放課後の生活を守る施設である。子供たちが、安心して生活を送ることができることにより親も仕事を続けられ、親の働く権利と家族の生活を守るという役割を担っている。

また、位置づけについては、1998年4月に改正児童福祉法が施行され、学童保育が「放課後児童健全育成事業」という名称で「国と地方自治体が児童の育成に

責任を負う」と定めている。

大木町においても、保護者の運動が大きな力となつて2000年4月からスタートしている。この保護者の力を運営面でも大いに発揮していただこうと、開設当初から公設民営という方針で運営を委託してきている。そして、2006年3月に指定管理者制度を導入して、各学童保育所の運営委員会と管理運営の基本協定を締結し運営を委託している。

問

学童保育所の現状及び利用料金の

統一化、指導員の給与の改善、木佐木学童保育所からの増築要望について聞く。

各学童保育所の現状

	大溝	木佐木	大莞
定員(人)	40	40	40
入所者数(人)	50	48	45
開所時間(平日)	下校時～18:00	下校時～18:00	下校時～18:00
開所時間(土曜日)	8:30～17:30	8:30～18:00	8:30～17:30
開所時間(夏休み)	8:30～17:30	8:30～18:00	(平日) 8:30～18:00 (土) 8:30～17:30
利用料金(円)	5,000	4,500	4,500
入会金(円)	2,500	3,000	3,000
面積(m ²)	108.2	77.8	82
指導員数(人)	4	3	3

税務町民課長

各学童保育所の運営委員会ですの校区のニーズ、環境に沿った利用料金等が決定されてきた経緯があり、今後はできるだけ統一できるよう運営委員会と協議し、改善を図って行きたい。

木佐木学童保育所については、他校区に比べ、もつとも面積が狭く、入所者も増えていることから窮屈な状態であると認識している。今後の利用者数を勘案し運営委員会等の意見を聞きながら、平成20年度に向けて前向きに検討して行きたいと考えている。

問

学童保育に係る体育館や空き教室

の活用についてどのよう

教育長

現在、各学校が一部ではあるが、すでに学童保育に開放している夏休みにおける体育館や図書室の開放を日常的に開放して活用が図れないか、学校における教育活動並びにスポーツサークル・団体の利用との関連性の上で検討を行い、積極的に取り組んでいく。

問

学童保育所の定員40名の根拠は何か。

税務町民課長

学童保育所の設置運営基準がなく、平成17年度に条例等を制定したが、定員については、当時の入所者状況等を勘案し運営協議会等と協議し40

名となっている。

問

近隣に聞こえる防犯ベルの設置の要望にどのように考えるか。

税務町民課長

緊急事態の場合は、学校の職員室へ知らせるようになっていく。

また休校日における対応については、内容が不十分な部分もあるので、運営委員会をはじめ、警察、防犯組合等協議しながら検討を進めて行きたいと考えている。

問

訴訟に対する責任の所在について聞く。

町長

学童保育所の管理に関する基本協定を信義誠実の原則に基づき締結しているもので、ことが発生した場合、お互いに協力し、対処しなければならぬと考えています。まずは、事件・事故が起こらないように、行政、運営主体、指導員、保護者、学校等がそれぞれ自己の役割を果たすことが必要不可欠であろうと考えている。